

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西和賀町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岩手県西和賀町長

## 公表日

平成27年6月26日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当又は特例給付の支給を行う。 ①児童手当認定請求書の受理 ②支給要件、所得要件の確認及び審査 ③認定の通知 ④児童手当現況届による継続認定の可否確認
③システムの名称	住民情報システム(児童手当)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金台帳ファイル 2. 個人住民税課税対象者ファイル 3. 児童手当受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第一の第56項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <small>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	番号法19条第7項、別表第二(情報照会者)第74.75項、(情報提供者)第26.30.87項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	課長 刈田 哲彦
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西和賀町 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西和賀町 町民課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</small>
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt; 1) 500人以上 2) 500人未満</small>
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <small>&lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</small>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

